平成２５年（フ）第３６８号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目24番12号
債務者　西浦　秀一
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３７０号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　10―502
債務者　柴田　一義
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４４号
鳥取県鳥取市賀露町北４丁目33番６号
債務者　網川　美香
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４７号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町776番地８
債務者　青木　智茂
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９０号
愛媛県東温市南方1738番地22
債務者　北中　恵美
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０２号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1407番地３
債務者　長塚　昭久
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０９号
愛媛県松山市鷹子町712番地　ハーモニックフィールＡ201号
債務者　城戸　宏美
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１１号
愛媛県松山市立花２丁目２番８号　ペスコスターニョＢ101号
債務者　髙松　政幸
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１３号
愛媛県松山市小坂５丁目17番26号　東栄荘１Ｆ―11号
債務者　野村　夏樹
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２４号
愛媛県松山市緑町１丁目７番地５　矢野寿一方１階
債務者　杉原　淳二
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０３号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目９番５―205号
債務者　山本　禎雄
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６５号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田2447番地２
債務者　福嶋香代子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
佐賀県小城市小城町201番地３、前住所佐賀県小城市三日月町長神田901番地19
債務者　川代　康雄
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
佐賀県佐賀市天祐１丁目８番47号　コーポテルＡ101
債務者　横尾　勇気
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次842番地１　市営住宅満穴団地Ａ２―７
債務者　坂田　　平
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字伊勢原23番地３
債務者　志賀　慶一
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第６７号
宮城県角田市横倉字関ノ内36番地90　サンヒルズアベⅠ102号
債務者　井上　将人
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部